

吉野川市農業委員会総会議事録(11月総会)
(令和4年11月)

1. 開催日時 令和4年11月25日(金)
午後1時30分から午後2時50分まで
2. 開催場所 吉野川市役所 東館2階 221会議室
3. 出席委員 19人

会 長	5番	大久保	光	江
会長職務代理者	12番	真 相	広	也
副会長	2番	山 口	博	史
	14番	近 藤		清

委 員

1番	松本 武夫	3番	野上 功子	4番	原田 正昭	6番	藤川 利文
7番	安部 健司	8番	河野 隆義	9番	川端 武夫	10番	原 博一
11番	江本 康治	13番	芝高 敏雄	15番	阿部 芳浩	16番	藤本 敏夫
17番	瀬尾 誠悟	18番	大塚 春幸	19番	南園 恵志		

4. 欠席委員 (2人)
5. 農地利用最適化推進委員(出席委員0人)

1区	石田忠春・毛利益三・高野康寛	2区	岸田正幸・山口泰範
3区	石原幸男・河野敏信	4区	篠原隆史・梶川晴雄・小原光功
5区	椿本恵庸・杉野利行	6区	住友武司・山尾雅泰・吉田 健
7区	天野宣正		

欠席委員 (16人) ※新型コロナウイルス感染症対策実施中

6. 議事日程
- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 議第40号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 第3 議第41号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 第4 議第42号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 報告事項(1)相続税納税猶予適格者証明願について
- 報告事項(2)農地法5条第1項第7号の規定による届出について
- 報告事項(3)農地の転用事実に関する照会について
- 報告事項(4)農地法第18条第6項の規定による通知について

7. 農業委員会事務局職員

事務局長	岡田佳明
局長補佐	原田裕充
事務主任	森本佑治

8. 議事進行

事務局

定刻が参りましたので、ただ今から、令和4年11月 吉野川市農業委員会総会を開会致します。まず最初に、議事録の訂正をお願いします。議案書を1枚開いていただき、総会議題4行目、報告事項(1)中、相続税猶予適者格を相続税猶予適格者へ訂正願います。申し訳ありませんでした。

では、本日は、7番安部委員は欠席、5番大久保会長は公務出張により、欠席する旨の連絡がありましたのでご報告致します。

本日の出席委員は、19名中、17名で、農業委員会等に関する法律第27条第3項の定足数に達しておりますので、会議は成立しておりますことをご報告致します。

なお、農地利用最適化推進委員におかれましては、新型コロナウイルス感染症対策により、令和5年3月総会までの間、感染予防の観点から、出席をご遠慮頂いております。

それでは、本日は、会長が公務出張のため、農業委員会等に関する法律第5条第1項第5号及び吉野川市農業委員会総会会議規則により、議長は、会長職務代理者が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は、真相会長職務代理者にお願い致します。

職 代

(真相会長職務代理者挨拶)

議 長

まず最初に、吉野川市農業委員会総会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員の選任ですが、議長の私から指名させていただくことに、ご異議はございませんか。

(異議なしとの声)

議 長

異議なしということでございますので、9番、川端委員、10番、原委員に、議事録署名をお願い致します。

議 長

本日の定例会に出ております議案は、
議第40号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について 8件
議第41号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について 1件
議第42号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について 13件
報告事項(1)相続税納税猶予適格者証明願いについて
報告事項(2)農地法5条第1項第7号の規定による届出について
報告事項(3)農地の転用事実に関する照会について

報告事項(4)農地法第18条第6項の規定による通知についてでございます。

議案の審議については、慎重審議で、スムーズに議事進行が出来ますよう、ご協力をお願い致します。

なお、本総会は、3条、4条及び5条については、議事運営協議のとおり、各委員担当案件ごとに、一括審議を行います。特段の意見がある、議案番号のみの、意見の発言にとどめてください。よろしくお願い致します。

議 長

それでは、議第40号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題と致します。この議案につきましては会長許可でございます。

最初に、議第40号1番の、売買による所有権の移転についてでございます。それでは、事務局の説明を求めます。

事務局

議案書の1頁をご覧ください。1番でございます。位置図については、資料1です。

申請地の所在は、鴨島町上浦字西中479番1、地目は、台帳、現況共に田、面積は、1, 148㎡です。譲渡人は高齢で農業を縮小しており、近隣専業農家である譲受人に売買することで話がまとまったようでございます。譲受人は、自作地、24, 530. 56㎡、借入地22, 484㎡で、主に人参、ナス、スイートコーン等を栽培しており、申請地では、人参を栽培する予定のようです。

農地法第3条第2項各号には該当しないため、農地の権利移動の許可要件を満たしていると考えます。その他、必要関係書類は添付されております。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長

審議に先立ち、3番野上委員におかれましては、関係者でございますので、ご退出をお願いします。

議 長

ただ今の説明に関連して、隣接委員であります、4番、原田委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

4番

4番、原田です。いま、事務局から説明があったとおりでございますが、補足説明をさせていただきます。この土地は元々はお米を作っていたということなのですが、高齢で耕作できなくなったということで、皆様もご存じのとおり、専業農家である野上さんに売買の話があり、手広く農業を行っている野上さんが増反することで話がまとまりました。何も問題はないと思います。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長

ただ今、事務局並びに担当委員より補足説明がございました、議第40号1番の、売買による所有権の移転につきましては、耕作状況についても、許可基準を全て満たしており、問題ないということでございます。委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議 長

質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第40

号1番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議 長 異議なしということでございますので、議第40号1番につきましては、許可することに決定致しました。

議 長 続きまして、2番及び4番の、贈与による所有権移転、3番の売買による所有権移転についてでございます。それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 2番でございます。2筆でございます。位置図については、資料2です。申請地の所在は、鴨島町内原字西張460番及び同町中島字大止479番4、地目は、台帳、現況共に畑又は田、2筆の合計面積は1,640㎡です。譲渡人は、既に死亡しており、遺言による公正証書により、譲受人である、孫への贈与でございます。相続人である父親の申請であり、遺留分の範囲内であるという申し出でもございます。譲受人は、自作地、3,782㎡で、主に米と露地野菜を栽培しており、申請地では、引き続き米を栽培する予定のようです。

農地法第3条第2項各号には該当しないため、農地の権利移動の許可要件を満たしていると考えます。その他、必要関係書類は添付されております。

3番でございます。4筆でございます。位置図については、資料3です。

申請地の所在は、鴨島町中島字中筋339番、他3筆、地目は、台帳、田、宅地又は畑、現況、田又は畑、4筆の合計面積は2,172.54㎡です。譲渡人は、市外に住んでおり、相続したのみで、農業をしていません。長らく、耕作放棄地状態にある申請地を、譲受人が買収しポット型ブルーベリー及びサカキを栽培する予定のようです。譲受人は、自作地10,281㎡、借入地4,403㎡で、主にブルーベリー、サカキを栽培しています。

農地法第3条第2項各号には該当しないため、農地の権利移動の許可要件を満たしていると考えます。その他、必要関係書類は添付されております。

2頁をご覧ください。4番でございます。位置図については、資料4です。

申請地の所在は、鴨島町上下島字南ノ丁278番1、地目は、台帳、現況、共に田、面積は2,997㎡のうち、持ち分13分の3を贈与する、所有権移転でございます。詳細は、専業農家である父親の譲渡人から、後継者である譲受人への、定期的な持ち分移転での贈与でございます。譲受人は、自作地9,077㎡、借入地1,967㎡で、主に米と露地野菜を栽培しています。

農地法第3条第2項各号には該当しないため、農地の権利移動の許可要件を満たしていると考えます。その他、必要関係書類は添付されております。

ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長 ただ今の説明に関連して、担当委員であります、18番、大塚委員の方

から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

18番 18番、大塚です。いま、事務局から説明があったとおりでございますが、補足説明をさせていただきます。2番、3番、4番それぞれについて現地調査を致しましたが、申請内容のとおり、今後も耕作を続けるということなので、何も問題はないと思います。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員より補足説明がございました、議第40号2番及び4番の、贈与による所有権移転、3番の売買による所有権移転につきましては、耕作状況についても、許可基準を全て満たしており、問題ないということでございます。委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議 長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第40号2番、3番及び4番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議 長 異議なしということでございますので、議第40号2番、3番及び4番につきましては、許可することに決定致しました。

議 長 続きまして、5番及び6番の、売買による所有権移転についてでございます。それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 5番でございます。位置図については、資料5です。
申請地の所在は、川島町学字西出目111番2、地目は、台帳、現況共に畑、面積は257㎡です。譲渡人は、徳島家庭裁判所審判による相続財産管理人で、近隣の農家である譲受人への管理財産の売買でございます。譲受人は、自作地、3, 417.88㎡で、主に米と人参を栽培しており、申請地では、人参を増反する予定のようです。

農地法第3条第2項各号には該当しないため、農地の権利移動の許可要件を満たしていると考えます。その他、必要関係書類は添付されております。

6番でございます。位置図については、資料6です。

申請地の所在は、川島町学字王子28番1、地目は、台帳、現況共に畑、面積は663㎡です。譲渡人は、徳島家庭裁判所審判による相続財産管理人で、近隣の農家である譲受人への管理財産の売買でございます。譲受人は、自作地、6, 317㎡で、主に米とブロッコリー等を栽培しており、申請地では、人参を栽培する予定のようです。

農地法第3条第2項各号には該当しないため、農地の権利移動の許可要件を満たしていると考えます。その他、必要関係書類は添付されております。

ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長 ただ今の説明に関連して、担当委員であります、5番、大久保委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

事務局 大久保委員は公務出張でございますが、申請地の現地調査をした結果、何も問題はないとのご報告を頂いております。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員より補足説明がございました、議第40号5番及び6番の、売買による所有権移転につきましては、耕作状況についても、許可基準を全て満たしており、問題ないということでございます。委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議 長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第40号5番及び6番の、売買による所有権移転について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議 長 異議なしということでございますので、議第40号5番及び6番につきましては、許可することに決定致しました。

議 長 続きまして、7番の、売買による所有権移転についてでございます。それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 7番でございます。位置図については、資料7です。
申請地の所在は、山川町前川65番8、地目は、台帳、現況共に畑、面積は373㎡です。譲渡人は、農業を縮小しており、耕作をしてもらっていた譲受人へ、売買することで話がまとまったようでございます。譲受人は、自作地、4, 182㎡で、主に米と露地野菜を栽培しており、申請地では、露地野菜を増反する予定のようです。
農地法第3条第2項各号には該当しないため、農地の権利移動の許可要件を満たしていると考えます。その他、必要関係書類は添付されております。
ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長 ただ今の説明に関連して、担当委員であります、7番、安部委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

事務局 安部委員は欠席しておりますが、現地調査の結果、申請書のとおりで、何も問題はありませんとのことでした。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員より補足説明がございました、議第40号7番の、売買による所有権移転につきましては、耕作状況についても、許可基準を全て満たしており、問題ないということでございます。委員の

皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議 長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第40号7番の、売買による所有権移転について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議 長 異議なしということでございますので、議第40号7番につきましては、許可することに決定致しました。

議 長 続きまして、8番の、売買による所有権移転についてでございます。それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 8番でございます。位置図については、資料8です。
申請地の所在は、山川町片岸94番3、地目は、台帳、現況共に田、面積は1,126㎡です。譲渡人は、相続で農地を取得しましたが、農業をする予定はなく、兼業農家である譲受人へ、売買することで話がまとまったようでございます。譲受人は、自作地、4,398㎡で、主に米と露地野菜を栽培しており、申請地では、ブロッコリーを作付けする予定のようです。
農地法第3条第2項各号には該当しないため、農地の権利移動の許可要件を満たしていると考えます。その他、必要関係書類は添付されております。
ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長 ただ今の説明に関連して、担当委員であります、12番、真相委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

12番 12番、真相です。いま、事務局から説明があったとおりでございます。現地調査の結果、何も問題はないと思います。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員より補足説明がございました、議第40号8番の、売買による所有権移転につきましては、耕作状況についても、許可基準を全て満たしており、問題ないということでございます。委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議 長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第40号8番の、売買による所有権移転について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

- 議 長 異議なしということでございますので、議第40号8番につきましては、許可することに決定致しました。
- 議 長 次に、議第41号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について、でございます。この議案につきましては会長許可でございます。
それでは、1番の、宅地の拡張のための転用申請でございます。事務局の説明を求めます。
- 事務局 3頁をご覧ください。1番でございます。位置図については、資料9です。
申請地の所在は、鴨島町西麻植字青柳9番42、地目は、台帳、現況共に畑、面積は165㎡でございます。農用地区分は、農用地区域外農地の、第2種農地でございます。併せて利用する土地、鴨島町西麻植字青柳9番34、地目、宅地、面積は360.72㎡でございます。
計画概要は、表土をすき取り、クラッシャーランで50cm程度盛土をし、宅地敷地高で仕上げます。現在の、宅内駐車場を進入路として使用する予定のようです。民境界には、既設土羽止めと擁壁を新設するため、土砂等の流出はありません。
その他関係書類は添付されており、当該申請につきましては、許可やむを得ないと思います。
ご審議の程よろしくお願い致します。
- 議 長 ただ今の説明に関連して、11番、江本委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
- 11番 11番、江本でございます。事務局から説明があったとおりでございます。位置図で見ていただいたらわかりのとおり、駐車場スペースが2台程度しかございません。南の農地を駐車場に拡張したいということですので何も問題はないと思います。ご審議の程よろしくお願い致します。
- 議 長 ただ今、事務局並びに担当委員より補足説明がございました、議第41号1番の、宅地の拡張のための転用申請につきまして、委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)
- 議 長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第41号1番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)
- 議 長 異議なしということでございますので、議第41号1番につきましては許可することに決定致します。
- 議 長 次に、議第42号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてでございます。この議案につきましては、会長許可でございます。

議 長 それでは1番の、売買による太陽光発電施設建設のための転用申請でございます。事務局の説明を求めます。

事務局 4頁をご覧ください。1番でございます。位置図については、資料10です。

申請地の所在は、鴨島町森藤字坂口816番1、地目は、台帳、現況、共に田、面積は899㎡でございます。農用地区分は、令和4年10月27日に農振除外された、第2種農地でございます。

計画概要は、太陽光パネル202枚、パワコン10台、発電出力49.5kW程度の太陽光発電施設を設け、発生した電力をRE100電力(株)へ売電する計画です。事業費は自己資金1,300万円を予定しています。

土地の造成については、表土にセメントを混ぜて整地して仕上がります。民境界には、既設擁壁があるため、土砂等の流出はありません。

また、周囲に1.2m高程度のフェンスを境界から50cm程度離して設置する計画です。

排水については、雨水のみで、地下浸透させる計画であり、周辺農地への影響は現状と変わらないものと思われます。

その他関係書類は添付されており、当該申請につきましては、許可やむを得ないと思われます。ご審議の程よろしくお願い致します。

議 長 ただ今の説明に関連して、4番、原田委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

4番 4番、原田でございます。事務局から説明があったとおりでございますが、補足説明をさせていただきます。21日に現地調査を行いました。何ら問題はないと思います。ご審議の程よろしくお願い致します。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員より補足説明がございました、議第42号1番の、売買による太陽光発電施設建設のための転用申請につきまして、委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議 長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第42号1番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議 長 異議なしということでございますので、議第42号1番につきましては許可することに決定いたしました。

議 長 続きまして2番の、売買による太陽光発電施設建設のための転用申請でございます。事務局の説明を求めます。

事務局 2番でございます。位置図については、資料11です。

申請地の所在は、鴨島町飯尾字二ツ森1297番、地目は、台帳、現況、共に畑、面積は1,468㎡でございます。農用地区分は、令和4年1

0月27日に農振除外された、第2種農地でございます。

計画概要は、太陽光パネル183枚、パワコン10台、発電出力49.5kW程度の太陽光発電施設を設け、発生した電力を四国電力へ売電する計画です。事業費は自己資金1,960万円を予定しています。

土地の造成については、表土にセメントを混ぜて整地して仕上がります。民境界には、既設土羽止めと擁壁があるため、土砂等の流出はありません。

また、周囲に1.2m高程度のフェンスを境界から50cm程度離して設置する計画です。

排水については、雨水のみで、地下浸透させる計画であり、周辺農地への影響は現状と変わらないものと思われます。

その他関係書類は添付されており、当該申請につきましては、許可やむを得ないと思われます。ご審議の程よろしくお願い致します。

議 長 ただ今の説明に関連して、8番、河野委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

8番 8番、河野でございます。事務局から説明があったとおりでございますが、補足説明をさせていただきます。この申請につきましても、21日に現地調査を行っています。申請地につきましては、農振除外申請時に周辺所有者の方々に状況を聞きましたが、特に意見はないということでした。その計画どおりの申請であるため、問題はないと思います。ご審議の程よろしくお願い致します。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員より補足説明がございました、議第42号2番の、売買による太陽光発電施設建設のための転用申請につきまして、委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議 長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第42号2番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議 長 異議なしということでございますので、議第42号2番につきましては許可することに決定いたしました。

議 長 続きまして3番の、地上権の設定による太陽光発電施設建設のための転用申請でございます。事務局の説明を求めます。

事務局 3番でございます。位置図については、資料9です。

申請地の所在は、鴨島町西麻植字江川98番2、地目は、台帳、現況、共に田、面積は1,641㎡でございます。農用地区分は、農用地区域外農地の、第2種農地でございます。

計画概要は、太陽光パネル258枚、パワコン2台、発電出力49.5kW程度の太陽光発電施設を設け、発生した電力を四国電力へ売電する計

画です。事業費は自己資金800万円を予定しています。

土地の造成については、整地の上、碎石を15cm程度敷き仕上がります。民境界には、既設擁壁があるため、土砂等の流出はありません。

また、周囲に1.2m高程度のフェンスを境界から50cm程度離して設置する計画です。

排水については、雨水のみで、地下浸透させる計画であり、周辺農地への影響は現状と変わらないものと思われます。

その他関係書類は添付されており、当該申請につきましては、許可やむを得ないと思われます。ご審議の程よろしくお願い致します。

議 長 ただ今の説明に関連して、11番、江本委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

11番 11番、江本でございます。事務局から説明があったとおりでございますが、補足説明をさせていただきます。現地調査をしました結果、何も問題はないと思います。ご審議の程よろしくお願い致します。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員より補足説明がございました、議第42号3番の、地上権の設定による太陽光発電施設建設のための転用申請につきまして、委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議 長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第42号3番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議 長 異議なしということでございますので、議第42号3番につきましては許可することに決定いたしました。

議 長 続きまして4番の、売買による太陽光発電施設建設のための転用申請でございます。事務局の説明を求めます。

事務局 4番でございます。位置図については、資料12です。
申請地の所在は、川島町山田字北原68番4、地目は、台帳、現況、共に田、面積は1,275㎡でございます。農用地区分は、農用地区域外農地の、第2種農地でございます。

計画概要は、太陽光パネル200枚、パワコン10台、発電出力49.5kW程度の太陽光発電施設を設け、発生した電力をRE100電力(株)へ売電する計画です。事業費は自己資金1,370万円を予定しています。

土地の造成については、施設周辺のみ防草シートを敷き、パネル下は、表土にセメントを混ぜて整地して仕上がります。民境界には、既設土羽止めと擁壁があるため、土砂等の流出はありません。

また、周囲に1.2m高程度のフェンスを境界から50cm程度離して設置する計画です。

排水については、雨水のみで、地下浸透させる計画であり、周辺農地

への影響は現状と変わらないものと思われます。

その他関係書類は添付されており、当該申請につきましては、許可やむを得ないと思われます。ご審議の程よろしくお願い致します。

議 長 ただ今の説明に関連して、15番、阿部委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

事務局 阿部委員から報告がございました。周辺所有者等からの調査の結果、耕作放棄地のため、太陽光であれば、現状よりましということで、問題はないとのことでした。ご審議の程よろしくお願い致します。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員より補足説明がございました、議第42号4番の、売買による太陽光発電施設建設のための転用申請につきまして、委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議 長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第42号4番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議 長 異議なしということでございますので、議第42号4番につきましては許可することに決定いたしました。

議 長 続きまして5番の、売買による太陽光発電施設建設のための転用申請でございます。事務局の説明を求めます。

事務局 5番でございます。位置図については、資料13です。
申請地の所在は、山川町忌部117番1、地目は、台帳、現況、共に田、面積は1,197㎡でございます。農用地区分は、令和4年10月27日に農振除外された、第2種農地でございます。進入路として、併せて使用する土地、山川町忌部110番1、現況、雑種地、面積は1,008㎡がございます。

計画概要は、太陽光パネル176枚、パワコン10台、発電出力49.5kW程度の太陽光発電施設を設け、発生した電力を大阪ガス(株)へ売電する計画です。事業費は自己資金1,257万円を予定しています。

土地の造成については、施設周辺のみ防草シートを敷き、整地して仕上ります。民境界には、既設擁壁があるため、土砂等の流出はありません。

また、周囲に1.2m高程度のフェンスを境界から50cm程度離して設置する計画です。

排水については、雨水のみで、地下浸透させる計画であり、周辺農地への影響は現状と変わらないものと思われます。

その他関係書類は添付されており、当該申請につきましては、許可やむを得ないと思われます。ご審議の程よろしくお願い致します。

議 長 ただ今の説明に関連して、6番、藤川委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

6番 6番、藤川でございます。事務局から説明があったとおりでございますが、補足説明をさせていただきます。譲渡人の方は体調も悪く、草刈りをするのも大変だ。跡を継ぐ人もいないので、この度太陽光に売るということでございます。近隣の方への説明も終わっており何も問題はないと思います。ご審議の程よろしくお願い致します。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員より補足説明がございました、議第42号5番の、売買による太陽光発電施設建設のための転用申請につきまして、委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議 長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第42号5番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議 長 異議なしということでございますので、議第42号5番につきましては許可することに決定いたしました。

議 長 続きまして6番の、売買による太陽光発電施設建設のための転用申請でございます。事務局の説明を求めます。

事務局 6番でございます。位置図については、資料14です。
申請地の所在は、山川町中須賀84番、地目は、台帳、現況、共に田、面積は960㎡でございます。農用地区分は、農用地区域外農地の、第2種農地でございます。

計画概要は、太陽光パネル152枚、パワコン10台、発電出力49.5kW程度の太陽光発電施設を設け、発生した電力を大阪ガス(株)へ売電する計画です。事業費は自己資金1,008万円を予定しています。

土地の造成については、施設周辺のみ防草シートを敷き、パネル下は整地して仕上ります。民境界には、既設擁壁があるため、土砂等の流出はありません。

また、周囲に1.2m高程度のフェンスを境界から50cm程度離して設置する計画です。

排水については、雨水のみで、地下浸透させる計画であり、周辺農地への影響は現状と変わらないものと思われます。

その他関係書類は添付されており、当該申請につきましては、許可やむを得ないと思われます。ご審議の程よろしくお願い致します。

議 長 ただ今の説明に関連して、9番、川端委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

9番 9番、川端でございます。事務局から説明があったとおりでございます

が、補足説明をさせていただきます。21日に事務局と共に現地調査を行いました。何も問題はないと思います。ご審議の程よろしくお願い致します。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員より補足説明がございました、議第42号6番の、売買による太陽光発電施設建設のための転用申請につきまして、委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議 長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第42号6番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議 長 異議なしということでございますので、議第42号6番につきましては許可することに決定いたしました。

議 長 続きまして7番、8番の、売買による太陽光発電施設建設のための転用申請でございます。事務局の説明を求めます。

事務局 7番でございます。位置図については、資料15です。
申請地の所在は、山川町翁喜台6番、地目は、台帳、現況、共に田、面積は847㎡でございます。農用地区分は、農用地区域外農地の、第3種農地でございます。
計画概要は、太陽光パネル154枚、パワコン9台、発電出力49.5kW程度の太陽光発電施設を設け、発生した電力を(株)エコスタイルへ売電する計画です。事業費は自己資金1,250万円を予定しています。
土地の造成については、整地のみで仕上ります。民境界には、既設擁壁があるため、土砂等の流出はありません。
また、周囲に1.2m高程度のフェンスを境界から50cm程度離して設置する計画です。
排水については、雨水のみで、地下浸透させる計画であり、周辺農地への影響は現状と変わらないものと思われれます。
その他関係書類は添付されており、当該申請につきましては、許可やむを得ないと思われれます。
5頁をご覧ください。8番でございます。位置図については、資料16です。
申請地の所在は、山川町翁喜台167番1、地目は、台帳、現況、共に畑、面積は1,095㎡でございます。農用地区分は、農用地区域外農地の、第3種農地でございます。併せて使用する土地、山川町翁喜台167番2、地目、宅地、面積は872.06㎡でございます。
計画概要は、太陽光パネル176枚、パワコン10台、発電出力49.5kW程度の太陽光発電施設を設け、発生した電力を大阪ガス(株)へ売電する計画です。事業費は自己資金2,065万円を予定しています。
土地の造成については、施設周辺のみ防草シートを敷き、パネル下は整地して仕上ります。民境界には、既設土羽止め及び擁壁があるため、

土砂等の流出はありません。

また、周囲に1.2m高程度のフェンスを境界から50cm程度離して設置する計画です。なお、南に鉄道区域制限がございますので、区域界から5m以上離して建設する予定です。

排水については、雨水のみで、地下浸透させる計画であり、周辺農地への影響は現状と変わらないものと思われます。

その他関係書類は添付されており、当該申請につきましては、許可やむを得ないと思われます。ご審議の程よろしくお願い致します。

議 長 ただ今の説明に関連して、10番、原委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

10番 10番、原でございます。事務局から説明があったとおりでございますが、補足説明をさせていただきます。7番の土地は、コミュニティーセンターの南側にありまして、県道から少しはいつていますけど、何も問題はないと思います。8番でございます。JRの直ぐ北側にありまして、元病院跡の続き地でございます。これも太陽光でございますが、病院跡宅地と共に太陽光にするということでございますので何も問題はないと思います。ご審議の程よろしくお願い致します。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員より補足説明がございました、議第42号7番、8番の、売買による太陽光発電施設建設のための転用申請につきまして、委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議 長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第42号7番、8番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議 長 異議なしということでございますので、議第42号7番、8番につきましては許可することに決定いたしました。

議 長 続きまして9番の、売買による太陽光発電施設建設のための転用申請でございます。事務局の説明を求めます。

事務局 9番でございます。2筆でございます。位置図については、資料8です。申請地の所在は、山川町村雲19番及び村雲20番1、地目は、台帳、現況、共に田、2筆の合計面積は950㎡でございます。農用地区分は、農用地区域外農地の、第2種農地でございます。

計画概要は、太陽光パネル176枚、パワコン10台、発電出力49.5kW程度の太陽光発電施設を設け、発生した電力を大阪ガス(株)へ売電する計画です。事業費は自己資金1,028万円を予定しています。

土地の造成については、施設周辺のみ防草シートを敷き、パネル下は整地して仕上ります。民境界には、既設擁壁があるため、土砂等の流出はありません。

また、周囲に1.2m高程度のフェンスを境界から50cm程度離して設置する計画です。

排水については、雨水のみで、地下浸透させる計画であり、周辺農地への影響は現状と変わらないものと思われます。

その他関係書類は添付されており、当該申請につきましては、許可やむを得ないと思われます。ご審議の程よろしくお願い致します。

議 長 ただ今の説明に関連して、12番、真相委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

12番 12番、真相でございます。事務局から説明があったとおりでございますが、補足説明をさせていただきます。現地調査の結果、問題はないと思います。ご審議の程よろしくお願い致します。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員より補足説明がございました、議第42号9番の、売買による太陽光発電施設建設のための転用申請につきまして、委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議 長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第42号9番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議 長 異議なしということでございますので、議第42号9番につきましては許可することに決定いたしました。

議 長 続きまして10番、11番及び12番の、売買による太陽光発電施設建設のための転用申請でございます。事務局の説明を求めます。

事務局 10番でございます。位置図については、資料17です。

申請地の所在は、山川町川田1101番、地目は、台帳、現況、共に田、面積は970㎡でございます。農用地区分は、農用地区域外農地の、第2種農地でございます。

計画概要は、太陽光パネル170枚、パワコン10台、発電出力49.5kW程度の太陽光発電施設を設け、発生した電力を大阪ガス(株)へ売電する計画です。事業費は自己資金1,018万円を予定しています。

土地の造成については、施設周辺のみ防草シートを敷き、パネル下は整地して仕上ります。民境界には、既設擁壁があるため、土砂等の流出はありません。

また、周囲に1.2m高程度のフェンスを境界から50cm程度離して設置する計画です。

排水については、雨水のみで、地下浸透させる計画であり、周辺農地への影響は現状と変わらないものと思われます。

その他関係書類は添付されており、当該申請につきましては、許可やむを得ないと思われます。

11番でございます。位置図については、資料18です。

申請地の所在は、山川町川田1343番、地目は、台帳、現況、共に田、面積は861㎡でございます。農用地区分は、農用地区域外農地の、第2種農地でございます。

計画概要は、太陽光パネル200枚、パワコン10台、発電出力49.5kW程度の太陽光発電施設を設け、発生した電力をRE100電力(株)へ売電する計画です。事業費は自己資金900万円を予定しています。

土地の造成については、表土にセメントを混ぜて整地して仕上がります。民境界には、既設擁壁があるため、土砂等の流出はありません。

また、周囲に1.2m高程度のフェンスを境界から50cm程度離して設置する計画です。

排水については、雨水のみで、地下浸透させる計画であり、周辺農地への影響は現状と変わらないものと思われま

す。その他関係書類は添付されており、当該申請につきましては、許可やむを得ないと思われま

す。12番でございます。位置図については、資料19です。

申請地の所在は、山川町鼓山34番1、地目は、台帳、現況、共に畑、面積は842㎡でございます。農用地区分は、令和4年10月27日に農振除外された、第2種農地でございます。

計画概要は、太陽光パネル183枚、パワコン10台、発電出力49.5kW程度の太陽光発電施設を設け、発生した電力を四国電力へ売電する計画です。事業費は自己資金1,220万円を予定しています。

土地の造成については、表土にセメントを混ぜて整地して仕上がります。民境界には、既設土羽止めがあるため、土砂等の流出はありません。

また、周囲に1.2m高程度のフェンスを境界から50cm程度離して設置する計画です。

排水については、雨水のみで、地下浸透させる計画であり、周辺農地への影響は現状と変わらないものと思われま

す。その他関係書類は添付されており、当該申請につきましては、許可やむを得ないと思われま

議長

ただ今の説明に関連して、19番、南園委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

19番

19番、南園でございます。事務局から説明があったとおりでございますが、若干補足説明をさせていただきます。10番の譲渡人は高齢でありまして、聴覚も悪く、田圃も家から非常に遠くにありまして、国道及びJRを横断しなければならないということもありまして、非常に危険ということもありまして、この度太陽光に売るということになりました。11番の譲渡人も一人暮らしで、親御さんも子供もいません。終活を考えているということでこの度の申請になりました。12番の申請地は山の上にございまして、畑として利用していましたが、イノシシ、シカ、サルの被害に毎年遭い、収穫になっていませんでした。しばらく放棄地になっており、近所の方が道淵の草刈りを行っていたという状況もあり、太陽光での売買になりました。近所の方も草刈りをする必要がなくなったということで喜んでいました。3件とも以上のことでしたので問題はないと思います。ご審議の程よろしくお願い致します。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員より補足説明がございました、議第42号10番、11番及び12番の、売買による太陽光発電施設建設のための転用申請につきまして、委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議 長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第42号10番、11番及び12番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議 長 異議なしということでございますので、議第42号10番、11番及び12番につきましては許可することに決定いたしました。

議 長 続きまして、13番の、売買による居宅兼店舗建設のための転用申請でございます。事務局の説明を求めます。

事務局 13番でございます。位置図については、資料20です。
申請地の所在は、美郷字峠32番1、地目は、台帳、現況共に、田、面積は1,137㎡でございます。農用地区分は、令和4年10月27日に農振除外された、第2種農地でございます。
計画概要は、譲渡人は高齢で後継者もないため農業を縮小しており、借家契約が満了になるという移住者の譲受人と、売買で話がまとまったようでございます。事業費は、自己資金3,300万円を予定しています。
土地の造成については、現地盤に一部傾斜があるため、山土で82cm程度盛土し、砕石を10cm程度敷き仕上げます。来客者等の駐車場部分は、砕石の上へアスファルト舗装を施工する計画です。民境界には、既設擁壁及び新設土羽止めを建設しますので、土砂等の流出はありません。
給排水等については、給水は市上水道を使用し、排水等については、合併浄化槽の新設により、居宅、作業所及び店舗の雑排水を処理し、切り換え桝の新設により谷川へ排水します。その他の排水については、雨水のみで、地下浸透及び道路側溝へ自然流下させる計画であり、周辺農地への影響は現状と変わらないものと思われます。
その他関係書類は添付されており、当該申請につきましては、許可やむを得ないと思われます。ご審議の程よろしくお願い致します。

議 長 ただ今の説明に関連して、14番、近藤委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

14番 14番、近藤でございます。事務局から説明があったとおりでございますが、補足説明をさせていただきます。21日に現地確認を行いました。譲受人は、借家におきまして梅酒を作っています。更新ができず次の土地を探していたところ、譲渡人と話ができました。問題はないと思います。

ご審議の程よろしくお願い致します。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員より補足説明がございました、議第42号13番の、売買による居宅兼店舗のための転用申請につきまして、委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議 長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第42号13番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議 長 異議なしということでございますので、議第42号13番につきましては許可することに決定致しました。

議 長 次に、報告事項(1)相続税納税猶予適格者証明願について(2)農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、報告事項(3)農地の転用事実に関する照会について、(4)農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局より報告を求めます。

事務局 ○報告事項(1)相続税納税猶予適格者証明願について、をご報告致します。

この証明につきましては、租税特別措置法第70条の6第1項の規定により相続税の納税猶予を受けるためのものでありまして、被相続人が農業を営んでおり、相続人も引き続き農業を営む場合に適用を受けられるものであり、適格者証明書を提出する必要があります。

議案書の6頁、7頁をご覧ください。

1番です。6筆ございます。

所在は鴨島町西麻植字広畑76番1、地目は、台帳、現況共に田、面積は766㎡、外5筆、6筆の合計面積は4,707㎡でございます。相続人から、令和4年7月12日に証明願が提出され、現地調査並びに書類審査等を行い、相続人が農業を営んでいることも確認できました。これにより、適当と判断致しましたので、令和4年7月26日付けで、相続税の納税猶予に関する適格者証明書を発行致しました。

2番です。12筆ございます。

所在は鴨島町知恵島字知恵島境801番1、地目は、台帳、現況共に畑、面積は1,218㎡、外11筆、12筆の合計面積は16,727㎡でございます。相続人から、令和4年10月18日に証明願が提出され、現地調査並びに書類審査等を行い、相続人が農業を営んでいることも確認できました。これにより、適当と判断致しましたので、令和4年10月25日付けで、相続税の納税猶予に関する適格者証明書を発行致しました。

○報告事項(2)農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、をご報告致します。

この件につきましては、市街化区域内の農地または採草放牧地について、転用目的で権利を設定し、または移動する場合にはあらかじめ農業委員会へ届け出なければならないこととなっています。

議案書の8頁をご覧ください。1番でございます。位置図については、資料21です。

所在は、鴨島町知恵島字千田須賀東939番1、地目は、台帳、現況共に、畑、面積は484㎡でございます。転用目的は、使用貸借権の設定による居宅新築のための転用申請でございます。令和4年10月12日に届出が提出され、令和4年10月17日に、これを受理し通知書を送付しましたのでご報告致します。

報告事項(3)農地の転用事実に関する照会について、をご報告致します。

この件につきましては、土地の所有者等が法務局に対して地目変更登記を申請し、その処理のため、登記官より農業委員会へ照会文書を発送するもので、照会を受けた日から2週間以内に回答するものであります。

議案書の9頁をご覧ください。

1番です。位置図については、資料22です。

照会地の所在は、鴨島町山路字堂原466番、地目は、台帳、現況共に畑、面積は889㎡でございます。照会地の現地確認を行った結果、既に山林化しており、農地の機能を失っていることを確認致しましたので、令和4年10月14日付けで回答したものでございます。

2番です。位置図については、資料23です。

照会地の所在は、鴨島町飯尾字藤井谷1503番、地目は、台帳、現況共に畑、面積は194㎡でございます。照会地の現地確認を行った結果、既に山林化しており、農地の機能を失っていることを確認致しましたので、令和4年10月24日付けで回答したものでございます。

3番です。位置図については、資料24です。

照会地の所在は、山川町湯立7番1、地目は、台帳、現況共に畑、面積は27㎡でございます。照会地の現地確認を行った結果、既に堤の一部であり、農地の機能を失っていることを確認致しましたので、令和4年10月24日付けで回答したものでございます。

○報告事項(4)農地法第18条第6項の規定による通知について、ご報告致します。

議案書の10頁、11頁をご覧ください。

今回ご報告致します件数は、7件13筆でございます。

内訳と致しまして、利用権設定の使用貸借権の合意解約が5件11筆、利用権設定の賃貸借権の合意解約が1件1筆、残存小作権設定の賃貸借権の合意解約が1件1筆でございます。

以上でございます。

議長

報告事項(1)から(4)につきましては、報告事項ですので、了承いたし

ます。

最後に、その他について、事務局の報告を求めます。

事務局

その他について説明。

12月総会等の日程について(総会開催日、政策提案、忘年会 他)

以上です。

議長

それでは、本定例会の議案の審議については、全てが終了しました。
委員皆様のご協力を持ちまして、スムーズに議事進行が出来ましたことを感謝申し上げます。

以上をもちまして本定例会を閉会といたします。

閉 会 (終了時刻 午後2時50分)

以上、会議の顛末を記載し相違ないことを証明するために、署名する。

令和5年 月 日

議長

議事録署名者

議事録署名者

議事録調整書記